平成20年度第1回北海道後期高齢者医療広域連合運営協議会 議事概要

1 開催日時・場所

平成20年6月25日(水) 18:00~20:00 北海道立道民活動センター(かでる2・7)710会議室

2 次第

- ① 開 会
- ② 連合長あいさつ
- ③ 出席委員及び事務局職員紹介
- ④ 会長、副会長の選出
- ⑤ 議題説明及び審議
 - ・新制度の運営の状況等について
 - ・平成20年度広報事業計画について
 - ・平成20年度後期高齢者医療会計予算について
 - ・一連の見直しに対する広域連合の対応について
 - ・市町村意見募集について
- ⑥ 閉 会

3 議題資料

- ・北海道における後期高齢者医療制度(長寿医療制度)の実施状況(資料1)
- ・広報事業計画について(資料2)
- 平成20年度広報事業計画(資料3)
- ・平成20年度北海道後期高齢者医療広域連合予算の概要(資料4)
- ・一連の見直しに対する広域連合の対応(資料5)
- ・保険料負担軽減等に係る政府・与党案(資料6)
- · 市町村意見集約表(資料7)

4 出席者

○ 委員

松村 操 委員(会長) 五十嵐 利美 委員 大原 幸雄 委員 湯浅 国勝 委員 藤林 功 委員(副会長) 大河原 靖博 委員 西里 卓次 委員 福富 弦 委員 山下 隆 委員 徳田 禎久 委員 田中 梅二 委員 飯塚 弘志 委員 松井 清晴 委員 本間 敏 委員 簔口 正夫 委員 笠原 良二 委員 泉 三枝子 委員 松田 行雄 委員

甲斐 基男 委員

(以上、19名。なお、山内委員は欠席)

○ 事務局

 大場 脩
 広域連合長
 瀬川 誠 事務局長

 斎藤
 昇
 事務局次長
 進藤 理 事務局次長

森 司 会計管理者(会計班長)

本間 千晶 総務班長 古郡 修 企画班長

渡邉 哲生 資格管理班長 - 髙本 典靖 医療給付班長

倉沢 忠 電算システム班長 澤口 岳 ネットワーク担当係長

(以上、11名)

外、総務班員2名、報道関係者及び傍聴者、若干名

- 5 質疑応答要旨(○:質疑、■:事務局回答)
 - 資料1の制度の実施状況によると、被保険者証の再交付が1万件以上あるとの ことだが、この原因と改善策についてはどのように考えているか。
 - 今回の被保険者証の件については、被保険者に対し、新しい被保険者証が届く という事前の周知が不十分であったため、よくわからないから捨ててしまったと いうようなケースが非常に多かった。今後は新しい被保険者証が届くということ を十分に周知した上で送付するようにしたい。
 - 被保険者からの苦情の内容について、保険料の通知が届いていないというよう な声があるが、保険料の通知が来ないというのはどういうことか。

- 4月に通知を送ったのは約61万8千人の被保険者のうち特別徴収の対象となる44万5千人程度であり、その他の被保険者については通知を出していないため、そのような声があったものと思う。これについては誤っていたというわけではないが、通知が届く人と届かない人がいるという点について周知不足であったことは否めないと考えている。
- 制度がよくわからないという声を数多く耳にしているが、住民説明会は何回ぐらい開催し、何人ぐらいが参加したのか。
- 広域連合として行った説明会については9市町で開催し、1,500名程度が 参加している。
- 65歳以上75歳未満の障害者について、これらの方々は後期高齢者医療制度への移行を選択できることになっているが、北海道においてはこの制度に移行しなければ重度心身障害者の医療費助成の対象にならないということで、結局は後期高齢者医療制度に移行せざるを得ないという状況にある。このことについて、今後対象者へ周知すべき情報の中に加えるべきではないか。
- 重度心身障害者への医療費助成の関係については、現在北海道の方でも対応 を検討している最中なので、その結論が出たら広域連合としてお知らせしてい きたいと考えている。
- 被扶養者だった者への保険料の軽減について、被扶養者であったにもかかわらず軽減されないまま保険料が通知されるケースがあるとのことだが、その場合、被扶養者であったという証明を本人が行うと聞いているが、具体的にはどのような扱いになるのか。また、軽減されないままの保険料の通知によってすでに支払ってしまった場合、保険料の返還についてはどのような取扱になるのか。
- 被扶養者の軽減の問題については、事務システム上、情報提供がなければ広域連合の方で被扶養者の情報をはっきりと把握することができない形になっている。そのため情報提供の遅れなどにより、被扶養者であったにもかかわらず軽減されないままの保険料が通知されてしまうというケースがある。こういった場合については、すぐに市町村へ問い合わせをしていただき、広域連合としても速やかに確認して訂正することとしている。また、すでに保険料を納めてしまった場合は各市町村において還付手続を行うことになる。

- 保険料については、特別徴収であっても還付されるということでいいのか。
- 特別徴収の場合、年金からの天引きをすぐに停止できない場合があるが、いずれにしても多く納めてしまった保険料については還付する。
- 議会費の予算については、年何回分を計上しているのか。
- 定例会として年2回分を計上している。
- 年2回の議会で適正な制度運営が可能なのか。
- 広域連合議会の議員については、それぞれ他に公職を持っていることから時間の都合、経費の都合という問題がある。ただ、今回のような大きな制度の改正があった場合、もしくは何か大きな問題が生じた場合など、必要なときには速やかに臨時会を開催して諮ることとしており、予算上は年2回の定例会のみの計上となっている。
- 保険料について、一般的には以前より下がるという試算があったはずだが、 実態はそうではないという声も聞く。実際に北海道の場合はどのようになって いるのか。
- 国において道庁を通じて各市町村の国民健康保険との比較をしており、結果としては79%の保険料が下がるという結果となっている。所得状況、家族状況は様々なので個々の比較はしていないが、統計上はそういった数字が出ている。
- 8割ということなら保険料の下がっている人が圧倒的に多いはずで、普通は 不満がそれほど出ないように思えるが、その結果を鵜呑みにしてもよいのかど うか。
- 全てのパターンについての調査はできないので、家族構成、所得状況などを 12の区分に分け、180市町村それぞれの国民健康保険料との比較を行って いる。また、広域連合への問い合わせで多いパターンとしては、特別徴収は6 回で納めるのに対し、国民健康保険料は札幌などでは10回で納めていただく 形になるので、年間の保険料額が同じであっても1回辺りの納付額が大きくなることから高くなったという印象を受けている部分もあるのではないかと考え

ている。

- 広域連合として、本当に8割が軽減されていると考えているのか。実際に話を聞くと4割程度は高くなったという声を聞く。また、今まで負担がゼロだった被扶養者については軽減の対象となってはいるものの、将来的には負担が増えていくものであるから、それらの方々も含めて計算をするべきだし、国民健康保険はそれぞれの市町村で計算方法も違っているので、それらを一律に平均化して比較するのはいかがなものかという疑問を感じているが、広域連合としての見解を伺いたい。
- 今回行われた調査については、モデル世帯について国民健康保険との比較を 行ったものであるが、資産割の有無など各市町村における保険料算定方式の違 いなどもあり、広域連合としてはこの結果が個々の被保険者の実態を正確に反 映したものであるとまでは考えていない。
- 予算の医療費の部分について、保険給付にかかる部分の金額はいつ時点の数値を基に算出したものか。
- 平成18年度の老人医療費の実績に、国の示した医療費の伸び率をかけたものである。
- なぜ国の指標を使ったのか。
- 北海道の老人医療費の伸び率は全国平均を下回っていたが、後期高齢者医療制度施行後の医療費の伸び率の推計が困難なことから、国が示した老人医療費の伸び率を用いることとした。
- 広域連合電算処理システムとはどこまでのものを指しているのか。例えばレ セプトの審査支払に係わるシステムの部分も含まれているのか。
- 電算システムは国が作った標準システムに係る部分を指しており、このシステムは市町村とのネットワークがメインとなる。
- レセプトの審査支払のシステムとは繋がっていないのか。
- 標準システムの機能の中には含まれていない。

- レセプトの審査支払はどこがどのように行うのか。
- 国保連合会に委託して行う。そのためのシステムも国保連合会が保有している。
- 人間ドックの助成については、後期高齢者医療に移行することで助成が受けられなくなった人がいるが、病気の早期発見、早期治療は医療費を抑えるためにも必要。ぜひ人間ドックの助成が受けられるようにして欲しい。

また、保険料の徴収方法の見直しについて、特別徴収と普通徴収を選択できるというものがあるが、特別徴収については事前の広報やPRが足りなかったために不満が出てきたものであるとも考えられる。PRをしっかりすれば普通徴収に切り替える制度は必要ないのではないか。この制度を導入することで人件費がかさむなどの悪影響もあり市町村も大変になるのではないか。

- 人間ドックの助成については今後、被保険者や市町村の意見を聞きながら検 討していきたいと考えている。また、特別徴収の選択制については市町村でも 意見の分かれるところである。
- 保険料の新たな軽減について、この軽減の拡充を行うことによって2年ごと に見直すこととなっている保険料率そのものが上がってしまうのではないか。
- 新たな軽減を行ったことによる平成22年度以降の保険料率への影響は生じない。
- そもそも年金から天引きするというシステム自体がいかがなものかと思うが、 選択制とした場合、天引きが中止になるタイミングはいつになるのか。
- 普通徴収への切り替えについては年度の途中でも可能だが、特別徴収を止めるにはすぐというわけにはいかず、手続上のタイムラグがどうしても生じてしまうことになる。
- 広域連合独自の保険料減免制度が設けられているが、これを拡充する予定は ないのか。
- 広域連合独自の保険料減免基準の見直しについては現在のところ考えていない。

- 今後のスケジュールについて、非常にタイトなスケジュールであると感じているが、また4月のような混乱が生じないかという心配がある。国会はすでに閉会しているが、国における法律等の改正スケジュールはどのようになっているのか。
- 今回の見直しについては法律の改正ではなく政省令の改正による対応となる ため、国会での議決ではなく閣議決定という形になる。ただ、サミットの絡み もあるのでいずれにしても厳しいスケジュールになると考えている。
- 保険料の軽減策について、影響額が25億円という試算がされている。国が 全て責任を持つと言っているが、これが地方の負担とならないようにしなけれ ばならない。
- その点については道、市長会、町村会等とも連携し、充分に働きかけていき たい。

以上